

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月8日

国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之

1 工事概要

- (1) 工事名 東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事
- (2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内
- (3) 工事内容 建物用途 病院
棟名称 歯科棟北
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
階数・面積 地上12階 地下1階 20,857 m²
工事内容 医療ガス設備 一式
- (4) 工期 原則として、契約締結時の翌日から平成28年3月31日(木)まで。
- (5) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という）。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る平成27、28年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A、B又はC等級の一般競争参加者の資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格者の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、病床数30床以上の病院で医療ガス設備工事（医療ガス配管工事を含むもの）を施工した実績を有すること。
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る)。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、(公財)医療機器センターが行う医療ガス保安点検管理技術者講習を修了している者であること。
- ② 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記2(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (6) 東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所等が所在すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置(以下、「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
- (8) ~~上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。~~
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45
東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約係
電話 03-5803-5053

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法等

平成27年12月8日(火)から平成28年1月13日(水)まで。
上記3(1)と同じ。

入札説明書及び図面の交付は無料とする。図面等の交付は、平成27年12月10日(木)から開始する。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成27年12月9日(水)から平成27年12月18日(金)17時00分まで。
上記3(1)と同じ。

電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参すること。(郵送による提出は認めない。)持参の場合は、3(1)に提出すること。

(4) 入札、開札の日時、場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

① 入札書及び工事費内訳書は、平成28年1月13日(水)11時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記3(1)

に持参すること（郵送による提出は認めない）。

② 開札は、平成28年1月14日（木）14時00分。

東京医科歯科大学 1号館西3階 財務施設部入札室において行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書の作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入札するための照会窓口 上記3(1)と同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成27年12月8日

2 契約者 国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之

3 工事概要等

(1) 工事名 東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事

(2) 工事場所 東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内

(3) 工事概要 現場説明書及び別冊設計図面のとおり。

本工事は、次に掲げる建設工事を施工するものである。

棟 名 称	歯科棟北
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数・規模	地上12階 地下1階 20,857 m ²
工事内 容	医療ガス設備 一式

(4) 工期 原則として、契約締結日の翌日から平成28年3月31日（木）まで。

(5) 使用する主要な資機材

(6) ~~本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年 法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札ホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（参考様式）を財務施設部施設企画課施設契約係に対し、下記7（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び第18条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同17条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る平成27、28年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A、B又はC等級の一般競争参加者の資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格者の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、病床数30床以上の病院で医療ガス設備工事（医療ガス配管工事を含むもの）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。
~~経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。~~

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、（公財）医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者講習を修了している者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門 又は総合

技術管理部門（選択科目を「機械一流体機械」、「機械一冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

~~ただし、経営建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有してしていればよい。~~

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ ~~経営建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。~~

- （6）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- （7）~~上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。~~

- （8）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）親会社と子会社の関係にある場合

（ロ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- （9）東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

- （10）警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ①「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

- ②「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（イ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（ロ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関

与しているときにおける当該有資格業者。

- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- ~~(1) 上記4（7）の「上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~
- ~~(2) 上記4（7）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。~~

6 担当部局

〒113-8510

東京都文京区湯島1-5-45

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約係

03-5803-5053

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、東京医科歯科大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4（2）に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 平成27年12月9日（水）から平成27年12月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時30分から17時00分まで。
- ② 提出先 上記6に同じ。
- ③ 提出方法 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり、申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。なお、①同種の工事の施工実績、②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成12年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績（別紙様式2・別紙2）

上記4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出

するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙4-1、別紙4-2）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が重視したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

ii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

~~資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。~~

③ 事故及び不誠実な行為（別紙様式2・別紙5）

全国又は関東甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県を含む区域において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内（平成27年7月14日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年12月28日（月）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 東京医科歯科大学長は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類（別紙様式2（別紙2から5を含む。））は、以下に留意すること。

(イ) PDFファイル形式により提出するものとする。

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめて添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。容量は1ファイル1MB、最大3ファイル以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記6まで持参すること。この場合においても別紙様式2（別紙を含む）については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-Rに保存し、提出すること。

持参で書類を提出した場合は、次の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参とする旨
- ・持参する書類の目録
- ・持参する書類の頁数
- ・発送年月日

また、持参する場合は、別紙様式2に押印すること。
なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥ 申請書に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、東京医科歯科大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面（様式自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限 平成28年1月8日（金）17時00分
 - ② 提出先 上記6に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、平成28年1月18日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間 平成27年12月9日（水）から平成27年12月28日（月）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時30分から17時00分までに行うこと。
 - ② 提出先 上記6に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり次のとおり閲覧に供する。
- ① 期間 平成28年1月7日（木）から平成28年1月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時30分から17時00分まで。
 - ② 場所 上記6に同じ

10 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 平成28年1月4日（月）から平成28年1月13日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時30分から17時00分まで。ただし、平成28年1月13日（水）は11時00分まで。
- (2) 入札場所 上記6に同じ。
- (3) 開札日時 平成28年1月14日（木）14時00分。
- (4) 開札場所 国立大学法人東京医科歯科大学 1号館西3階 財務施設部入札室
- (5) その他 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際に、東京医科歯科大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記6に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
 (2) 契約保証金 免除。

1.3 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、PDFファイル形式により提出するものとする。
- なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく3MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について東京医科歯科大学長（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

【表】 工事費内訳書確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

5. その他未提出又は不備がある場合

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 東京医科歯科大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 4 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1 5 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、東京医科歯科大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1 6 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第20条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同要項第24条の4の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照とすること。

1 7 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1 8 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 9 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2 0 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき1回に支払うものとする。

2 1 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

2 2 受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）」に基づく、住宅建設瑕疵担保責任保険を締結又は住宅建設瑕疵担保保証金の供託をするものとする。

2 3 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、東京医科歯科大学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記6に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

(2) 東京医科歯科大学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

2 4 再苦情申立て

(1) 東京医科歯科大学長からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記8（2）又は23（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により東京医科歯科大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記8に同じ。

2 5 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

2 6 手続きにおける交渉の有無 無

2 7 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 8 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

(3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 本工事に経常建設共同企業体申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことはできない。

(6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処

理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

(7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

(8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(9) ~~本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と一緒に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。~~

~~この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。~~

~~なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。~~

~~また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。~~

① 提出期間 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで。持参する場合は、上記期間の午前 時 分から午後 時までに行うこと。

② 提出先 上記 6 に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

④ 回答書 数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり閲覧に供する。

（ア）期間 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前 時 分から午後 時 分まで。

（イ）場所 上記 6 に同じ。

⑤ その他 数量書の取扱い、数量公開の範囲等については別紙「数量公開の説明書」のとおりとする。

(10) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク
電話：050-5546-8368

② I Cカードの不具合等発生の問合せ先
取得している I Cカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記 6 に連絡すること。

別紙様式1

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成27年12月8日付けで公告のありました東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書記7(2)①に定める工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書記7(2)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書記7(2)③に定める事故及び不誠実な行為を記載した書面
- 4 入札説明書記7(2)に定める契約書等の写し

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

別紙様式2・別紙2

同種工事の施工実績

会社名:

同種工事の判断基準		平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、病床数30床以上の病院で医療ガス設備工事（医療ガス配管工事を含むもの）を施工した実績を有すること。	
工事名称等	工事名称		
	発注者名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(円単位)	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)	
工事概要（注3）	建物用途		
	構造・階数		
	建物規模	(m ²) ※改修の場合は、改修面積も併せて記入	
CORINS登録の有無(注2)		有 (CORINS登録番号) ・ 無	
東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県内に本店・支店又は営業所が所在する		当 · 否	

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

注3) 用途、規模、構造及び階数が分かる図面等を添付すること。

複合用途の建築物については、当該用途部分が分かる色分けした図面及び面積表を添付すること。
改修工事の場合は、改修面積を記入、明示すること。

注4) 記載する工事が、文部科学省及び国立大学法人等（大学利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が発注した工事である場合には、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

別紙様式2・別紙4-1

(単体有資格業者・経常建設共同企業体のいずれか1者)

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

会社名：

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

配置予定技術者の従事役職・氏名		主任（監理）技術者○○○○（フリガナを記載）
法令による資格・免許		(例) 1級管工事施工管理技士（取得年月及び登録番号） 医療ガス保安管理技術者講習（取得年月及び登録番号） 監理技術者資格（初回交付年月及び交付番号） 監理技術者講習（取得年月及び終了証番号）
同種工事の判断基準		平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、病床数30床以上の病院で医療ガス設備工事（医療ガス配管工事を含むもの）を施工した実績を有すること。
(注) 1.工事経験の概要 2. 3. 4.)	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(円単位)
	工期	年月日～年月日
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人等
	建物用途	
	構造・階数	(m ²)
	建物規模等	
工事内容		
CORINSへの登録	有(CORINS登録番号)・無	
(注) 5.工事申請従事時の状況	工事名称	
	発注機関名	工期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
	工期	
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の*月*日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注1) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

注2) 用途、規模、構造及び階数が分かる図面等を添付すること。複合用途の建築物については、当該用途部分が分かる色分けした図面及び面積表を添付すること。別紙様式2と同様の工事である場合は図面等を省略できる。

注3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し(表裏共)、監理技術者講習修了証の写し(表のみ)を添付すること。

注4) 主任技術者の場合は、資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。

注5) 申請時の他工事従事状況は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置状況等を記入すること。従事している工事が無い場合は工事名称欄に「無し」を記入すること。

注6) 記載する工事が、文部科学省、国立大学法人等（大学利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）により発注された工事である場合には、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注7) 健康保険被保険者証の写しを添付すること。

別紙様式2・別紙5（例）

事故及び不誠実な行為

会社名：

1. 営業停止

東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県を含む区域において受けた営業停止措置のうち、平成27年7月14日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省関東地方整備局	(記載例) 平成27年9月1日から平成27年9月30日（1ヶ月）

2. 指名停止

全国又は関東甲信越地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、平成27年7月14日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

措置を行った機関	指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 平成27年9月1日から平成27年9月30日（1ヶ月）

注　　営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

別紙様式2・別紙5

事故及び不誠実な行為

会社名：

1. 営業停止

東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県を含む区域において受けた営業停止措置のうち、平成27年7月14日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間

2. 指名停止

全国又は関東甲信越地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、平成27年7月14日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

措置を行った機関	指名停止の期間

注　　営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。
該当がない場合は、すべての欄に「無し」と記入すること。

【入札説明書 別紙】

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項項第20条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同要項第24条の4の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.35を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第24条の4の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

(参考様式)

紙入札参加希望届出書

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長
吉澤 靖之 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成27年12月8日付けで公告のありました東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事に係る入札に関して、紙による入札を希望しますのでお届けします。

工事請負契約書(案)

工事名 東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事

請負代金額 金
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円也
(消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の
82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負代金額に108分の
8を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人東京医科歯科大学長 吉澤 靖之と受注者との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、東京都文京区湯島1-5-45 東京医科歯科大学湯島団地構内において施工する。

第3条 着工時期は、平成28年 月 日とする。

第4条 契約保証金は、免除する。

第5条 完成期限は、平成28年3月31日とする。

第6条 完成通知書は、東京医科歯科大学財務施設部施設企画課に提出するものとする。

第7条 請負代金の請求書は、東京医科歯科大学財務施設部施設企画課に提出するものとする。

第8条 請負代金は、受注者からの適法な支払請求書受理後、翌月末日までに1回に支払うものとする。

第9条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

第10条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は、「年2.9%」である。

第11条 この契約についての細目は、別添の工事請負契約基準によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

発注者

東京都文京区湯島1-5-45
国立大学法人東京医科歯科大学長
吉澤靖之

受注者

平成27年12月8日

一般競争入札に係る配布資料・競争参加資格確認申請書について
「東京医科歯科大学歯科棟北医療ガス設備改修工事」

○配付資料

1 • 入札説明書一式

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約係において、平成27年12月8日（火）より無料で交付します。

入札説明書一式には、入札説明書、競争参加資格確認申請書等の様式、競争加入者心得、入札公告の写し、工事請負契約書（案）を含みます。

• 図面・現場説明書

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約係において、平成27年12月10日（木）より無料で交付します。

2 交付時期等

平成27年12月8日から平成28年1月13日

○競争参加資格確認申請書（詳細は入札説明書を参照願います。）

1 同種の工事の施工実績として記載した工事及び配置予定技術者の資格として記載した工事について、次の資料を添付願います。

◎上記を証明する契約書、施工図面、資格者証等の写し

※施工図面は、施工範囲を明示し、施工面積も併せて記入するか、施工面積の分かる資料（仕様書など）を添付願います。

2 資料の提出（持参の場合）にあたっては、製本、ホチキス止め及びファイリング等は一切行わず、バラのままダブルクリップで止めた形で提出願います。

また、図面以外の提出資料については、拡大・縮小等によりA4版に統一して提出願います。

東京医科歯科大学財務施設部施設企画課施設契約係
電話：03-5803-5053
FAX：03-5803-0355

国立大学法人東京医科歯科大学競争加入者心得

(趣旨)

第1 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人東京医科歯科大学会計規則その他の規則、規程及び国立大学法人東京医科歯科大学工事請負契約細則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び18条の規定に該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第17条中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札公告において指定した期日までに、その者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	同上
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同上

才	地方債	債券金額
力	学長が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
キ	銀行又は学長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は学長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行又は学長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は学長が確実と認める金融機関の保証	保証金額

第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のアからカに指定する有価証券であるときは、あらかじめ当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これを入札保証金納付書に添えて提出しなければならない。

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は学長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第6、第7及び第8に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第10 競争加入者は、第5から第9までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金

額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第11 競争加入者は、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後にこれを還付するものとする。

（入札保証金の本学帰属）

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

（入札）

第14 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2号及び前号の入札金額には、入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を別添1の入力画面上において作成のうえ提出することができる。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項第17条及び18条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第17条中、特別の理由がある場合に該当する。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。)及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第25 競争加入者は、別紙第3号様式の入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を電子入札システムの入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 省略

第27 省略

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

第31 競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

第32 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- ① 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- ② 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- ④ 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）
- ⑤ 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- ⑥ 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- ⑦ 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- ⑧ 所定の入札保証金、入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入札書
- ⑨ 入札公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書
(開札)

第33 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第45条に規定する契約にあっては、価格及びそ

のほかの条件が本学にとって最も有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第35 予定価格が1,000万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第45条に規定する契約にあっては、価格及びそのほかの条件が本学にとって最も有利なもの（総合評価落札方式の契約にあっては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの次の有利なもの））をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる申込みをした者は、本学の行う調査に協力しなければならない。

第36 予定価格が1,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（国立大学法人東京医科歯科大学会計規程第45条に規定する契約にあっては、価格及びそのほかの条件が本学にとって最も有利なもの（総合評価落札方式の契約にあっては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの次の有利なもの））をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、本学が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、合理的と認められる期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

第42 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第40に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を学長に提出しなければならない、ただし、学長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第43 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

ただし、契約保証金の全額又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

第44 契約の相手方は、契約保証金を本学の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店、又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これを別紙第4号様式の契約保証金納付書（以下「契約保証金納付書」という。）に添えて納付しなければならない。

第45 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

第49 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその提示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、本学が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の本学帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

第1号様式

入札保証金納付書

入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付される担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔 請負に付される工事名 〕

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金として、上記金員を納付します。この入札保証金は、入札の結果落札した場合において公告(指名通知書)に示された手続きをしなかったときは、国立大学法人東京医科歯科大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、 押印 〕

第2号様式

入札辞退届

〔 請負に付される工事名 〕

このたび、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、押印 〕

第3号様式

入札書

〔 請負に付される工事名 〕

入札金額

金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名、 押印 〕

備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

第4号様式

契約保証金納付書

契約保証金が現金であるときはその金額、契約保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額、又は質権設定金額その他担保の種類に応じた金額

〔 請負に付される工事名 〕

上記工事の契約保証金として、上記金員を納付します。
この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、国立大学法人東京医科歯科大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学 御中

受注者

〔 住 所 〕
〔 氏 名、押印 〕